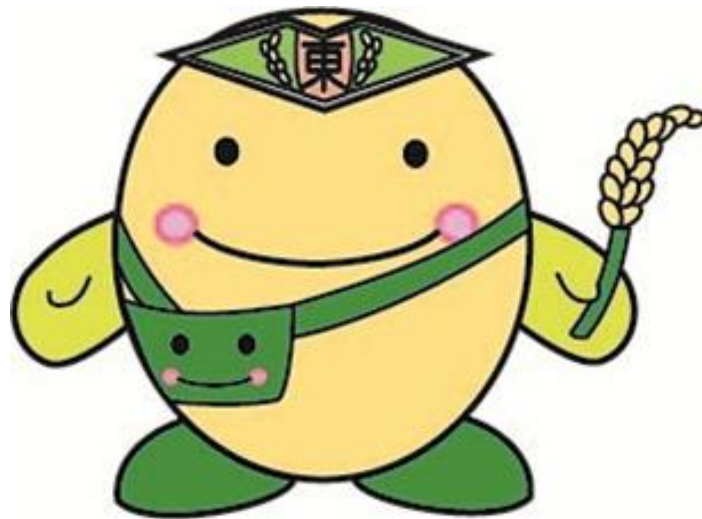


# いじめ防止基本方針



令和7年10月  
東金市立東中学校

## < 目 次 >

|      |                               |    |
|------|-------------------------------|----|
| I    | いじめとは（いじめの定義）・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2  |
| II   | いじめの理解・・・・・・・・・・・・・・・・        | 3  |
| III  | いじめ防止対応の指針・・・・・・・・・・・・・・・・    | 3  |
|      | （1）いじめの防止・・・・・・・・・・・・・・・・     | 3  |
|      | （2）いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・   | 3  |
|      | （3）いじめへの対処・・・・・・・・・・・・・・・・    | 4  |
|      | （4）地域や家庭との連携・・・・・・・・・・・・・・・・  | 4  |
|      | （5）関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・   | 4  |
| IV   | いじめ防止等の対策のための施策・・・・・・・・       | 5  |
|      | 1 いじめ防止等の対策のための組織・・・・・・・・     | 5  |
|      | 2 いじめ防止のための取り組み・・・・・・・・       | 6  |
| V    | 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・      | 9  |
| VI   | 基本方針の公表・点検・評価・・・・・・・・         | 12 |
| VII  | いじめ防止に関する年間の取り組み・・・・・・・・      | 13 |
| VIII | 基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・      | 14 |

## Ⅰ いじめとは（いじめの定義）

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）第2条で「いじめ」の定義が下記のとおり規定されている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校（※①）に在籍している等当該児童等と一定の人的関係（※②）にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響（※③）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。《この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。》（※④）

※① 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）

※② 学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾・スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。

※③ 身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすること等を意味する。お互いの喧嘩のように見えることでも、いじめられた児童生徒の心情に着目した見極めが必要である。

※④ 児童生徒が市外の学校に在籍している場合も含む。

また、いじめの態様として具体的なものは、以下のようなものがあると考えられると法で示されている。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるもの等、直ちに警察との連携が必要であるものが含まれる。その必要があると判断される場合には、教育的な配慮や被害を受けた側の意向等を十分に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

## II いじめの理解

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、児童生徒の心に長期にわたり深い傷を残すものである。そのため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されるものではない」との理解を促していく。同時に、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養っていく。

## III いじめ防止対応の指針

〇法の目指すところ（千葉県いじめ防止対策推進条例 第1条より）

いじめが、いじめを受けた児童等の基本的人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにし、県が取り組むべき施策を整理し、及び積極的かつ効果的ないじめの防止等のための対策を実施することにより、児童等が健やかに成長することができる環境をつくることを目的とする。

を、念頭に以下を基本姿勢とする。（いじめへの対応と学校の取り組み確認事項）

学校は、かけがえのない存在である児童生徒一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめに対して、強い意志で取り組んでいく。

そこで、いじめ防止の対応として、次に掲げる事項を基本指針として掲げるものとする。

### （１）いじめの防止

いじめは、「どの子にも、どの学校でも起こりうる」ことを踏まえ、より根本的ないじめ防止のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であること、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくることを、関係者が一体となって継続的に取り組んでいく。

加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。また、これらに加え、いじめの問題への取り組みの重要性について認識を広め、地域・家庭と一体となって取り組みを推進するための普及啓発を進めていく。

### （２）いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提となるものであり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする

等、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることも踏まえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から適切に関わりを持っていく。また、いじめの認知件数を気にするあまり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知していく。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、心身の苦痛を感じていれば、法の定義のいじめに当てはまることからいじめを認知することになる。喧嘩であれば双方がいじめの加害者、被害者であることを認識し対応する。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等ほか、平時から児童生徒からの訴えに謙虚に耳を傾けるなど、いじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域・家庭と連携して児童生徒を見守っていく。

### **（３）いじめへの対処**

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめの状況等を詳細に確認・把握した上で、いじめを行った児童生徒に対して適切に指導する等の対応を組織的に行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図っていく。

このため、普段からいじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくこととともに、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒、それを傍観していた児童生徒など、立場の違う児童生徒から多角的に事実の確認を丁寧かつ慎重に行うなどの、学校における組織的な対応を可能とする体制を整えておく。

また、いじめは「再発する」特質があることも認識し、解決した、解決に向かっているなどの状況に関わらず、継続して関係児童生徒の心情や動向の把握に努めていく。

### **（４）地域や家庭との連携**

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、いじめに対する学校の取り組みを積極的に周知し、コミュニティスクール等を通して学校関係者と地域・家庭との連携を図っていく。

また、日頃から児童生徒が多くの人と関わることで、いじめの早期発見等につながる場合もあるため、学校内外で子どもと多くの大人が接するような取り組みを推進していく。

### **（５）関係機関との連携**

いじめの問題への対応において、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察や児童相談所、人権擁護機関等）との適切な連携が必要と考える。それらの機関

と適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

## **Ⅳ いじめ防止等の対策のための施策**

### **1 いじめ防止等の対策のための組織**

#### **(1) 名称**

「いじめ対策委員会」

#### **(2) 役割**

ア 東中学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

イ 学年・学級内に起きたいじめの相談・通報の窓口としての役割、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有を行う。

ウ いじめの疑いに係る情報があった時には、校長の指導の下、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。

#### **(3) 組織の構成**

校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、特別支援コーディネーター、相談担当教諭、(スクールカウンセラー)、(子どもと親の心の相談員)

#### **(4) 活動内容**

日常の生徒指導に関しての情報交換を行い、その対応について検討し組織的な早期対応につなげる活動を行う。また、「東中学校いじめ防止基本方針」の策定やその見直し、学校で定めた取り組みが計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、学校のいじめ防止等の取り組みについて、PDCAサイクルで検証を行う。

#### **(5) 開催回数及び開催日**

毎週火曜日 2 校時の生徒指導委員会の中での開催(原則週 1 回)、及び、重大事態または重大事態につながりそうな案件は適宜開催していく。

### **2 いじめの防止のための取り組み**

学校は、教育委員会と連携して、「未然防止」「早期発見」「早期対応」及び「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめ防止等に向けた効果的な対策を講じていく。

#### **(1) 未然防止のための具体的な手立て**

- ・「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。



- わかる授業、知的で楽しい授業により、すべての児童生徒が参加、活躍できるような授業の工夫、改善を図る。また、道徳の授業の充実を図る。
- 児童生徒自身が、いじめ問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちができることを主体的に考えて行動できるような取り組みをする。
- すべての教育活動をとおして、互いのよさを認め合ったり、心のつながりを感じたりすることにより、児童生徒が自己有用感を育むことができるようにする。
- いじめ防止等の対策に係わる研修を実施し、教職員の資質向上を図る。
- 児童生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む）防止のための啓発活動をする。
- 年度始めの職員会議等で、すべての教職員が法や学校基本方針等について共通理解を図る場を必ず設定し、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応を徹底するとともに、いじめの重大事態に関する知識やその対処についてガイドラインをもとに共通認識する。
- 学校基本方針を入学時や各年度の開始時に児童生徒や保護者に説明したり、ホームページで公開していることを周知したりする中で、いじめが絶対に許されるものでないことを確認する。

## **（２）早期発見のための具体的な手立て**

- 普段から児童生徒の言動に気を配り、ささやかな変化であっても、教職員間で情報共有のできる組織づくりを行う。
- いじめの疑いのある情報を把握した場合、組織的に情報を集約し、対応の仕方や継続的な見守り方法等の対応計画や体制づくりを構築する。
- 定期的なアンケート調査（学期に１度の「教育相談アンケート」と市共通「子どもの心を大切にすることをアンケート」「いじめ・体罰アンケート」）や、教育相談の実施（各学期はじめ）等により、いじめの実態把握や早期発見のための取り組みを行う。
- いじめの相談体制を明確化し、児童生徒、保護者等に周知する。
- 千葉県教育委員会や千葉県子どもと親のサポートセンターから発出される児童生徒向けの相談窓口周知資料や「いじめ防止啓発カード」に加え、市独自で作成した、小学校５年生の児童を対象に配付する「きずなカード」により、各種相談窓口の更なる周知を図ることで、早期発見の一助とする。
- SOS の出し方教育を実施し、いじめや悩み事に対して早期に相談できるようにする。
- 児童生徒やその保護者及び教職員が、いじめに関する通報及び相談を行うことができる体制を整備する。学校の相談窓口は、教頭、養護教諭、生徒指導主事、学級担任、学年職員、部活動顧問等、すべての教職員が対応する。学校及び学校以外の相談窓口は以下の通りである。

\* 東中学校相談窓口 . . . . . 0475-54-2181

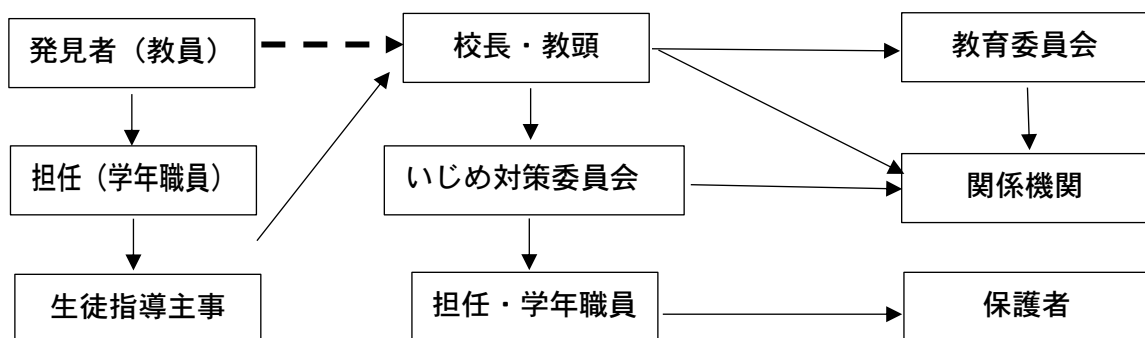
\* 東金市教育委員会相談窓口 . . . . . 0475-50-1204

- \* 24時間子供 SOS ダイヤル（全国共通）・・・・・・・・・・0120-0-78310
- \* 千葉県子どもと親のサポートセンター（月～金 8：00～17：15）  
（いじめ相談については24時間・休日も受付）・・・・・・・・0120-415-446
- \* 子どもの人権110番（全国共通）  
（千葉法務局内 月～金 8：30～17：15）・・・・・・・・・・0120-007-110
- \* ヤング・テレホン  
（千葉県警察少年センター 月～金 9：00～17：00）・・・・0120-783-497
- \* 千葉いのち電話（24時間）・・・・・・・・・・043-227-3900
- \* チャイルドライン電話（月～土 16：00～21：00）・・・・0120-99-7777
- \* 千葉県警察外房地区少年センター(茂原市)・・・・・・・・0475-22-3741

### （３）早期対応のための具体的な手立て

- ・ いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まず、学校において組織的に情報を共有する。できるだけ迅速に、複数職員で調査する。
- ・ いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- ・ いじめを受けた児童生徒が落ち着いて生活できる環境を確保する。
- ・ いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行う。
- ・ いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き観察や声かけ等を心がけて行い、継続的に心のケアや指導を行う。
- ・ 保護者への迅速な連絡、継続的な助言を行う。
- ・ 状況に応じて、関係機関や専門機関等と相談・連携を図る。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案については警察に通報し、適切な援助を求める。
- ・ 「いじめではない」「大丈夫だろう」と個人的な解釈はしない。
- ・ 他の教員と協力し、複数の目で観察をしていく。
- ・ いじめと疑って調査していく。しかし、被害者と思われる生徒に安易にいじめの有無を聞かない。

#### 【いじめ発見からの情報の流れ】



※重大事態又は重大事態に発展しそうな内容は発見者からすぐに管理職に報告する。



**【被害者に対して】** 「いじめにあった被害生徒をしっかり守る」

- ・学校が徹底して被害者を守り抜くことを約束する。
- ・情報を入手する際、いじめを認めない場合は、状況や本人の気持ちをしっかり聞き、理解するように努める。
- ・「被害者にも悪い点がある」、「加害者の気持ちもわかる」といった被害者に寄り添わない発言は避ける。ただし、本人が自発的にその考えにたどり着いた場合は「今後（被害者は）どういった行動をとるべきか」考えさせるようにする。
- ・今後の対応をどうしていくか、本人の気持ちを配慮して話を進める。
- ・経過観察を怠らず、声かけや教育相談を定期的に行っていく。

**【加害者に対して】** 「いじめは絶対に許されない」「相手がいじめと感じたらいじめ」

- ・いじめの事実と、いじめの意識があったかどうか確認する。
- ・いじめと認識していない場合、その行動を客観的に考えさせ、相手が嫌がるような行動をとっていることを理解させる。
- ・勧善懲悪の判断を安易にせず、加害者の心情や不満も聞いたうえで、加害者がとった行動が間違っているということを理解させる。
- ・加害者が集団の場合、他に関与している生徒がいないか、中心的な人物がいないかなど情報をより多く集めて分析する。特に、加害者の一人を指導するとき、「なぜ自分だけ」と思わせないようにする。
- ・通告者を探し出したり、また被害者を含めて、今後圧力をかけたりする行動をとらないことを約束させる。

**【傍観者に対して】**

- ・いじめの禁止「やめる勇気」  
他者に対しては思いやりの心を持ち、絶対にいじめをしたり、加担したりしない。
- ・いじめの防止「止める勇気」  
いじめを傍観することは、いじめに加担していると同じである意識を持つ。
- ・周囲への相談「話す勇気」  
いじめを見たら、学校の先生、保護者や周囲の大人等に積極的に相談する。
- ・お互いの個性を認め合う「認める勇気」  
自分と違う考え方や行動をとる人がいても、それぞれの個性を素直に受け止める。

**【インターネットを通じた内容について】**

- ・インターネットを通じて行われるいじめに対して、ネット依存やSNSを介した犯罪者との遭遇、性的被害などの問題とも関連していることから、児童生徒に対する情報リテラシー、情報モラルに関する教育を充実させる。また、インターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、資料等を配付し、必要な啓発活動を行うとともに、必要に応じ

て関係機関と連携していく。

### 【いじめの解消】

- ・いじめ発生後も継続して観察、声かけ等を行う中で、いじめに係る行為等が少なくとも3か月以上継続して止んでいること、また、面談等でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと等を確認した上で、いじめが解決したとみなす。ただし、再発の可能性もあることを十分に踏まえ、引き続き、観察や声かけ等を積極的に行っていく。

## Ⅴ 重大事態への対処（東金市いじめ防止基本方針より抜粋）

### （１）重大事態の発生と対応

法第30条第1項にもとづき、重大事態が発生したと認められた場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）」（以下、「ガイドライン」という）に従い、適切に対応する。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

なお、

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けている児童生徒の状況に着目して判断するが、具体例として、「児童生徒が自殺を企図した場合」「身体に重大な傷害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」等のケースが想定される。
- ② 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合や断続的ではあるが欠席がちとなっている場合などで、欠席の主訴にいじめが関連していると判断される事案については、上記の目安にかかわらず、学校又は教育委員会の判断により、必要に応じて迅速に調査に着手する。

また、児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校や教育委員会が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たること

とする。

## （２）重大事態発生への報告

重大事態と認められた場合、学校は直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

※教育委員会は東上総教育事務所を経由して千葉県教育委員会へ情報提供する。

## （３）調査の趣旨及び調査の主体

学校から重大事態発生への報告を受けた場合、教育委員会はその事案について主体となる組織を学校と相談の上、決定する。具体的には、学校が主体となって行う場合と教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒または保護者の訴え等を踏まえて決定するものとする。なお、学校が主体となった場合で、重大事態への対処及び同種の事態の発生を防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合、または、学校の教育活動に支障が生じる場合が考えられる場合等には、教育委員会が主体となって調査を実施するものとする。

学校が調査の主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、または人的措置も含めた適切な支援を行う。

## （４）調査を行う組織

- ① 学校が調査の主体となる場合においては、校内に設置した「いじめ防止対策委員会」を母体として調査を行う。重大事態の性質に応じて関係機関等と連携し、教育委員会は、学校の要望に応じて人材を派遣する等の支援を行い、連携して調査を行う。
- ② 教育委員会が調査の主体となる場合においては、教育委員会の附属機関である「東金市いじめ問題調査対策委員会」において調査を行う。
- ③ 学校または教育委員会が主体となる場合において、必要に応じて、すべての調査員が第三者で構成された「第三者委員会」を組織し、調査を行うことも考えられる。その場合の事務局機能は学校または教育委員会の関係組織が担うものとする。

## （５）調査についての説明

調査を始める前にいじめを受けた児童生徒・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながる。なお、説明する項目は以下のとおり。

- ① 調査の目的
- ② 調査の主体（組織の構成、人選）
- ③ 調査の時期、当面の予定
- ④ 調査事項、調査対象
- ⑤ 調査方法
- ⑥ 調査結果の提供

- ⑦ 調査終了後の対応
- ⑧ 窓口となる担当者や連絡先      ほか

あわせていじめを行った児童生徒・保護者への説明も同様に行う。

## （６）調査の実施

調査については、いじめ行為に係る事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。なお、調査に当たっては「ガイドライン」の内容により適切に実施するとともに、以下の点に十分留意するものとする。

- ① アンケートの実施に当たっては、調査対象となる児童生徒及びその保護者に対して、アンケートの目的（いじめの重大事態の調査のため）とともに、回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有されること、また、アンケート結果について、いじめを受けていた児童生徒・保護者等に提供する場合があること等を、丁寧に説明すること。
- ② 時間が経過するにつれて、児童生徒はうわさや報道等に影響され、記憶が曖昧になり、事実関係の整理そのものに大きな困難が生じるおそれがあることから、可能な限り速やかに調査を実施するよう努めること。
- ③ 調査においては、調査対象となっているいじめの事実関係について、いじめを行った児童生徒からも意見の聞き取りをするなど、公平性や中立性の確保に努めること。
- ④ 調査により把握した情報の記録は、適切に保存すること。

※ここでいう記録とは、重大事態の調査を行う主体が実施した調査の記録のほか、学校が定期的に実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童生徒に対する聴き取り調査を行った際の記録等も含まれる。

## （７）調査結果の説明・公表

- ① いじめを受けた児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行う。加えて、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても同様に説明を行う。どちらの場合も、個人情報保護法や児童生徒のプライバシー、人権に十分に配慮して説明する。
- ② 教育委員会は市長に対して調査結果を報告する。
- ③ 調査報告書の公表については、教育委員会及び学校として、当該事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒・保護者やいじめを行った児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。なお、公表する場合は、市ホームページに掲載するものとする。

## （８）調査結果を踏まえた対応

調査結果を踏まえ、学校は、いじめを受けた児童生徒への支援、いじめを行った児童生徒に対する指導を以下の内容を参考に行う。

- ① いじめを受けた児童生徒に対しては、常に事情や心情を聞き取ることを心がけ、当該児

児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行う。いじめを受けた児童生徒が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援（オンラインでの授業参加等）を行う。その際、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を積極的に活用するものとする。

- ② いじめを行った児童生徒に対しては、個別に指導を行い、いじめの非に気づかせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。いじめを行った児童生徒に対する指導等を行う場合は、必要に応じてその保護者にも協力を依頼しながら行っていくこととする。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家や外部の専門機関の活用も有効であることから、その活用についても積極的に検討していく。

また、調査報告書で提言された再発防止策については、教育委員会の責任の下、第三者の視点も入れながら、取り組みの進捗管理や検証を継続的行っていく。

一方で、重大事態が発生した学校での再発防止に限らず、その他の学校においても、当該事案を題材として事例研究を行う研修会を開催するなどの取り組みにより、他の学校での同様の事態の発生防止につなげる取り組みを推進していく。

## **VI 基本方針の公表・点検・評価**

### **（１）公表**

この基本方針については、学校ホームページ、学校だより、学級だより、集会、授業参観、保護者会等を活用して公表する。

### **（２）学校評価**

いじめの実態把握及びいじめに対する措置が適切に行われ、いじめ未然防止、早期発見、いじめの再発を防止するための取り組み等について適正な点検・評価を行う。

なお、学校のいじめの防止等のための対策を取り扱う際に、いじめの事実が隠蔽されることはあってはならない。



## VII いじめ防止に関する年間の取り組み

| 月 | 計画内容                                                                                                                                                                                | 月  | 計画内容                                                                            |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------|
| 4 | いじめ防止啓発強化月間<br>いじめ防止に関する保護者への啓発<br>(学年PTA)<br>いじめ防止推進月間リーフレット配布<br>(保護者・生徒に配布啓発)<br>いじめ防止に関する保護者への啓発<br>(学校便り)<br>いじめ防止に関する全校集会<br>(いじめゆるさない宣言)<br>生徒会主催のいじめ防止啓発集会<br>いじめ防止基本方針の再検討 | 10 | 学校行事に向けての活動を通し、いじめ防止の指導                                                         |
| 5 | いじめ防止啓発の継続<br>校外行事に向けての活動を通し、いじめ防止の指導<br>いじめ防止基本方針に関する研修<br>(職員研修)<br>いじめ対応の手引きの配布(職員研修)<br>いじめのサイン発見シートの利用<br>(職員研修)<br>対人関係能力の育成に関する資料配布と活用(職員研修)<br>教育相談(担任による二者面談)              | 11 | いじめ問題への対応に関する研修<br>(職員研修)                                                       |
| 6 | 校外行事に向けての活動を通し、いじめ防止の指導<br>いじめの早期発見と指導に関する研修<br>(職員研修)<br>インターネットに関する情報教育<br>アンケート調査                                                                                                | 12 | 三者面談<br>冬期休業に向けた事前指導                                                            |
| 7 | 三者面談<br>夏期休業に向けた事前指導<br>いじめ防止に関する啓発<br>(学校だより)<br>SOSの出し方教育                                                                                                                         | 1  | いじめに対する対応と指導に関する研修(職員研修)<br>アンケート調査<br>教育相談(担任による二者面談)<br>新入生向けのインターネットに関する情報教育 |
| 8 | 部活動や登校日等の指導<br>いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリストの確認(職員)                                                                                                                                  | 2  | 卒業期に向け、複数学年間の問題等把握・観察・指導<br>学校運営懇談会                                             |
| 9 | 学校行事に向けての活動を通し、いじめ防止の指導<br>アンケート調査<br>教育相談(担任による二者面談)                                                                                                                               | 3  | 卒業・進級に向けて観察・指導<br>いじめ防止基本方針の検討・見直し                                              |



## VIII 基本方針の見直し

「東中学校いじめ防止基本方針」の策定やその見直しは、「いじめ対策委員会」で行う。学校で定めた取り組みが計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、各学校のいじめ防止等の取り組みについて、PDCA サイクルで検証を行うものとする。その際、学校評価アンケートや教職員のアンケートを参考にする。

さらに、毎年度、文部科学省令和 6 年 8 月改定「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」に準拠したチェックリストにより、重大事態への対応体制（調査体制・事前説明体制・報告書フォーマット・警察等との連携・記録管理）が整備されているか点検を行い、平常時の備えを強化する。また、点検結果は、「いじめ対策委員会」で報告及び評価する。

令和 7 年 10 月 31 日 東金市いじめ防止基本方針の改定に伴い改定